

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川場村は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険関係事務は、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定、業務委託の際には情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

川場村

公表日

令和4年7月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、高齢者が自らの有する能力を活かして、自立した日常生活を送る事ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支え合うために、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①介護保険資格の管理</p> <ul style="list-style-type: none">・資格の取得、喪失及び変更等の届出・被保険者証の交付及び再発行等の申請 <p>②介護保険料の賦課・徴収関係</p> <ul style="list-style-type: none">・保険料の賦課及び徴収等・保険料の徴収猶予及び減免の申請 <p>③要介護(要支援)認定申請関係</p> <ul style="list-style-type: none">・要介護(要支援)認定申請・保険料滞納者に係る給付制限等 <p>④介護給付関係</p> <ul style="list-style-type: none">・居宅サービス計画作成依頼・負担限度額認定申請及び各種減免認定申請・高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護サービス費等の支給申請 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有期間と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内宛名統合システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル、保険料賦課・収納管理ファイル、認定管理ファイル、給付管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の93,94,95
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川場村役場 健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川場村役場 総務課 群馬県利根郡川場村谷地2390番地2 0278-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川場村役場 健康福祉課 群馬県利根郡川場村谷地2390番地2 0278-52-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法に基づき、高齢者が自らの有する能力を活かして、自立した日常生活を送る事ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支え合うために、保険料の賦課徴収、介護認定申請、給付管理等の窓口業務を行う。	介護保険法に基づき、高齢者が自らの有する能力を活かして、自立した日常生活を送る事ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支え合うために、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①介護保険資格の管理 ・資格の取得、喪失及び変更等の届出 ・被保険者証の交付及び再発行等の申請 ②介護保険料の賦課・徴収関係 ・保険料の賦課及び徴収等 ・保険料の徴収猶予及び減免の申請 ③要介護(要支援)認定申請関係 ・要介護(要支援)認定申請 ・保険料滞納者に係る給付制限等 ④介護給付関係 ・居宅サービス計画作成依頼 ・負担限度額認定申請及び各種減免認定申請 ・高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護サービス費等の支給申請 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有期間と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。	事後	登録内容の再検討に伴う修正
平成30年6月1日	公表日	平成29年6月1日	平成30年6月1日	事後	
平成30年6月1日	対象人数	平成27年3月2日	平成30年4月1日	事後	
平成30年6月1日	取扱者数	平成27年3月2日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月1日	公表日	平成30年6月1日	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	対象人数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月1日	取扱者数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和2年6月1日	公表日	令和1年6月1日	令和2年6月30日	事後	
令和2年6月1日	対象人数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月1日	取扱者数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年6月1日	公表日	令和2年6月1日	令和3年6月30日	事後	
令和3年6月1日	対象人数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月1日	取扱者数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の93,94,95	番号法第19条第8号 別表第二の93,94,95	事後	
令和4年6月1日	公表日	令和3年12月8日	令和4年6月30日	事後	
令和4年6月1日	対象人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月1日	取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	